

ASBJ「金融商品に関する会計基準の改正についての
意見の募集」に対する意見

生命保険協会

2018年11月30日

—目次—

1. 総括意見	3
2. 質問への回答.....	6
質問 1	6
質問 2	6
質問 3	7
質問 4	8
質問 5	8
質問 6	11
質問 7	12

1. 総括意見

1. 今回、金融商品会計基準に関するプロジェクトの今後の進め方等について、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）に意見を述べる機会を頂戴したことに感謝する。
2. 我々、生命保険協会は、日本における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図ることを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社 41 社が加盟している。
3. ASBJ は日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取り組みに着手する方針を打ち出しており、その際、高品質な会計基準となるか否かを判断することとしている。当該プロジェクトにおいては IFRS9 号がその対象となることから、まずは総括意見として、当該プロジェクトが日本基準を国際的に整合性のある（財務情報の比較可能性を向上させるか）取り組みとなるか、また、高品質な会計基準となるかについて評価を申し上げたい。
4. まず、保険会社の負債の大部分を占める保険負債については、現時点では保険業法に基づく償却原価方式による評価を行っている一方で、資産側の大部分を公正価値で評価する可能性があるため、資産と負債がミスマッチな財務諸表となり、財務諸表利用者の観点から意思決定に資する有用な財務情報の提供には繋がらないと考えられるため、IFRS9 号を単純に取り込む場合は、日本基準が高品質なものとなるとは言えないと評価する。
5. また、IFRS が強制適用される欧州の保険会社では、保険負債の割引率を決算期の市場金利水準を反映する形でアップデートし、再計算する IFRS17 号が適用されるまで、IFRS9 号の適用延期が認められている。しかしながら、欧州における IFRS17 号の適用の状況は様々な課題が認識されており、IFRS17 号がリオープンされる可能性等も踏まえると 2021 年からの欧州の保険会社において IFRS17 号の適用が遅れ、それに引きずられて IFRS9 号の適用も遅れる可能性がある。この観点からは、国際的な比較可能性の向上に繋がらない懸念がある。
6. なお、保険会社において仮に IFRS9 号をそのまま取り込む場合、具体的には、以下のとおり生保業界に大きな影響が生じることが想定されている。こうした状況から、我々は IFRS9 号をそのまま取り込むことには反対である。
7. 同時に、IFRS9 号自体に関する課題として、IFRS9 号が求める手法に従うと、実務負荷やシステム投資の増大に繋がる可能性がある。この点は今回の意見募集文書においても実務上の困難さとして指摘されているが、我々は特に金融商品の減損における予想信用損失モデル、償却原価法における実効金利法、未上場株式の公正価値評価の三点を懸念点として捉えている。
8. なお、仮に開発に着手する場合には、回答 3 で詳述するが、三分野のうち「金融商品の減損」については検討する優先度が相対的には高いと考えている。ただし、「金融商

品の減損」基準について、完全に対応する場合、システム構築コスト等が高額になる他、実務負荷も相応に高くなるものと予想している。ASBJ においては、作成者へのアウトリーチ等を通じて、想定されるコストや実務負荷を把握した上で、コストベネフィットの観点から、現行の実務を基礎として活用できる手法をご検討いただきたい。

1.1 業績・財務指標に与える影響

9. IFRS9 号をそのまま日本基準に取り込む場合、現行と比較すると純損益や純資産の変動が大きくなり、投資行動や財務戦略に影響を及ぼす可能性があるため、日本基準の高品質化にはつながらないと考える。特に重要な論点は以下のとおりである。

<債券の FVOCI での評価>

10. IFRS9 号 B4.1.4C 例 7 においては、保険会社の事業は契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって達成されると規定されている。また、IFRS17 号では各決算期の保険負債評価において、保険負債の割引率を決算期の市場金利水準を反映する形でアップデートし、再計算することが要請されている。従って、IFRS17 号が適用された場合には、会計上のミスマッチを回避する観点も踏まえ、保険会社が保有する債券は原則として FVOCI 区分となると考えられる。
11. 一方で、現行の日本基準において、保険負債の評価には標準責任準備金制度が当面の間存置される可能性が高いものと認識しているが、仮に FVOCI 測定に分類されることとなった場合、金利上昇時には資産価額が下落し、純資産が減少することになる。従って、仮に IFRS9 号を日本基準に取り込む際には、想定される会計上のミスマッチに対処すべく、現行の業種別監査委員会報告第 21 号（以下、業種別 21 号／責任準備金対応債券）については存置が必要である。
12. また、現行日本基準における満期保有目的の債券については、特に、連結会計に IFRS を任意適用した場合には、同一債券に連結と単体で異なる事業モデルを適用することは困難と考えられることから、単体においても FVOCI 測定となる可能性がある。この場合、単体の負債評価は標準責任準備金となることから会計上のミスマッチが発生してしまう。従って、現行日本基準における満期保有目的の債券についても例えば償却原価オプションを設けるなどして、引き続き償却原価測定が認められる必要がある。

<包括ヘッジの取扱い>

13. IFRS9 号では、業種別監査委員会報告第 26 号（以下、業種別 26 号）で用いられる固定金利受取・変動金利支払の金利スワップによる包括ヘッジが認められない可能性がある。生命保険会社は、不特定多数の保険契約者に対し、契約時に固定された予定利率を保証する保険契約に基づく債務を負っているため、固定金利付き負債としての性格を有する保険負債の市場金利の変動による理論価格を相殺できるよう、業種別 26 号を

存置いただく必要がある。

14. なお、現在 IASB はマクロヘッジに係る基準を策定中である。より柔軟なヘッジ会計の適用（金利ヘッジの柔軟性向上・為替や株式等もマクロヘッジの適用対象となる等）を可能とする基準となるかどうかは不明であるが、内容によっては日本基準に取り込むことも有益と考えられる。その場合であっても、マクロヘッジに係る日本基準が策定されるまでは業種別 26 号を存置する必要がある。

<投信・オープン外債等の FVPL での評価>

15. 今回の意見募集文書では、個別論点として挙げられていないが、仮に IAS32 号における資本性金融商品の定義に従った場合、IFRS9 号では、投資信託の多くは FVOCI 測定には分類できず、FVPL 測定に分類されることになる。この場合、現行と比べると純損益がボラタイルになると考えられる。
16. また、IFRS9 号では IAS21 号「外国為替レート変動の影響」を参照する結果、外貨建債券の為替変動部分が P/L 認識される。IAS21 号は 2007 年の IASB・ASBJ 間の東京合意においてコンバージェンス対象とされた基準ではないが、仮に IAS21 号も併せて日本基準に取り込んだ場合には、純損益が更にボラタイルになると考えられる。
17. しかしながら、生命保険事業は長期にわたるリスクを引き受け、それを確実に履行することが求められるビジネスであり、保有する資産・負債の公正価値の変動で利益をあげるビジネスではない。その特性を踏まえれば、外貨建資産・負債のマッチングを意図するものでない限り、このような未実現の損益を P/L 認識すべきではない。
18. 加えて、純損益がボラタイルになれば、こうした金融商品に関するリスクを取りにくくなるため、投資行動が制限されかねず、会計基準の変更によって、契約者利益が低下する可能性がある。
19. さらに、2013 年 7 月公表の IASB のディスカッションペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に関して ASBJ が 2013 年 12 月の会計基準アドバイザー・フォーラム会議に提出したアジェンダペーパーにおいて、ASBJ が純損益の特徴を「純損益は、ある期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果についての包括的（all-inclusive）な測定値を表す。」としていることを踏まえると、投資信託の公正価値の変動や外貨建債券の為替変動から生じる一時的な未実現損益は「企業の事業活動に関する不可逆な成果」とは考えられず、外貨建資産・負債のマッチングを意図するものでない限り、P/L 認識すべきではないと考えられる。

<資本性金融商品のノンリサイクリング>

20. IFRS9 号では、OCI オプションを選択した資本性金融商品についてリサイクリングが認められていない。長期保有する株式等の公正価値の変動については未実現段階で P/L 認識するべきではないため、OCI オプションを選択することになるが、リサイクリング

が認められない場合には、株式の保有に伴う損益の一部（株式配当）しか P/L 認識されないこととなるため、株式等に対する投資行動が制限される可能性がある。

21. この点、JMIS（修正国際基準）では「削除又は修正」を行っており、ASBJ として国際的に意見発信を行っている。従って、日本基準の開発においてもノンリサイクリングを取り込まないことに議論の余地は無いものと考えられる。

1.2 単体会計に取り込む場合の影響（配当支払・税法への影響）

22. IFRS9 号を連結会計だけでなく、そのまま単体会計にも取り込む場合、上述のとおり、純損益や純資産の変動が大きくなることにより、契約者配当や株式配当に影響を与える可能性がある。また、保険業法 55 条（基金利息の支払等の制限）や健全性規制、会社法の分配可能額の見直しが必要となる可能性があり、それぞれの定義の変更も含め、必要な手当てを施さなければならない可能性がある。
23. 現行の金融商品会計基準導入時と同様、税法の改正についても検討が必要と考えられる。仮に現行の税法が存置された場合、IFRS9 号は現行税法との乖離が大きいため、会計上の利益と税法上の利益の乖離が非常に大きくなり、税務調整が非常に煩雑になることから、実態的には確定決算主義での対応が困難となる可能性がある。また、税法と会計との乖離が広がると、実務面での負担（簿価の二重管理等）が増大する。
24. 税法や保険業法との関連については、直接的には今回のプロジェクトの対象ではないと認識しているが、仮に会計基準を開発するとなった場合には、是非とも関係省庁と連携のうえ対応いただきたい。

2. 質問への回答

質問 1（回答者の属性）

お寄せいただくご意見を今後の当委員会の基準開発の着手の検討において適切に踏まえるために、以下の質問についてご回答いただくにあたっては、どのような立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人等の会計職業専門家、研究者等の学識経験者、その他）に基づくものかをご記載ください。

25. 基本的に財務諸表作成者の立場から意見しているが、生命保険会社は同時に機関投資家でもあることから、適宜利用者の立場からもコメントしている。

質問 2（金融商品会計基準の改正の意義（第 7 項））

当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比

較可能性を向上させることに寄与し得ると考えています。これらの点（我が国の会計基準を高品質なものとする事及び財務諸表の比較可能性を向上させる事）について、ご意見があればお寄せください。

26. 総括意見で申し上げたとおり、当該プロジェクトについては、IFRS9号をそのまま取り込むとした場合は、日本基準の高品質化および財務諸表の比較可能性の向上には寄与しない可能性がある。
27. IFRS9号をそのまま取り込むことは、生保業界に大きな影響を与え、ひいては投資家の意思決定に資する有用な財務情報の提供には繋がらない虞があるため、反対である。仮に開発に着手する場合でも影響度を見極めつつ、慎重に検討を進める必要がある。
28. 開発過程においては、コストベネフィットの観点が重要である。言うまでも無く日本基準の改正は多くの企業に影響を及ぼすことから、実務上の配慮が欠かせない。従って、現行の実務を基礎として財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる検査手法が現実的と考えられ、例えば、金融商品の減損アプローチにおいては手法を完全に一致させずとも、現行の実務を基礎としてフォワードルッキングの視点を更に取り込んでいくことも高品質化および比較可能性の向上に繋がるものと思料する。
29. 加えて、そもそもIFRS9号と米国基準には多くの差異が見られるうえ、いずれも適用が始まったばかりであり、未だベネフィットを確認できていない。仮に開発を行う場合であっても余計な手戻りが生じぬよう、適用後レビューの動向なども見極めたうえで、慎重に検討していただきたい。

質問3（プロジェクトにおいて検討する範囲（第8項から第11項））

当委員会は、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」の3つの分野を念頭に置いています。この3つの分野に対して、どのように優先順位をつけるかについて、ご意見があればお寄せください。

30. 分類および測定について、IFRS9号の考え方をそのまま取り込んだ場合、現行と比較すると純損益や純資産の変動が大きくなり、投資行動や財務戦略に影響を及ぼす可能性がある点は総括意見で申し上げた。特に生保業界にとって業種別21号（責任準備金対応債券区分）および満期保有目的の債券の取扱いは特に重要な論点である。こうした会計上のミスマッチを解消するための手当てが不可欠となる点を踏まえれば、開発に向けた難易度は高く、優先度は低いと考える。
31. ヘッジ会計について、IFRS9号を取り込むと業種別ヘッジのほか、金利スワップの特例処理・為替予約等の振当処理がなくなる点が課題となる。また、ヘッジ会計については意見募集文書の図表1に記載のとおり、公正価値ヘッジはIFRSと米国基準が同様である一方、キャッシュフローヘッジ及び純投資ヘッジについては日本基準と米国基準

が同様の処理となっている。こうした状況において、ヘッジ会計の開発に着手することが果たして比較可能性の向上に繋がるのか疑問が残る。IASB において、マクロヘッジに関する議論が途上の中で、当該処理に対しての手当てが不可欠となる点を踏まえれば、開発に向けた難易度は高く、優先度は低いと考える。

32. 一方、金融資産の減損については、前述のとおり IFRS9 号が求める減損アプローチは実務負荷やシステム負担の増大に繋がる可能性が高い。なお、現在、先行する金融庁の‘融資に関する検査・監督実務についての研究会’の動向も踏まえて検討を進めるべきである。異なる内容の基準ないし指針が並存することは作成者のみならず投資家にとっても分かりにくい。
33. 以上を踏まえれば、三分野において相対的には金融資産の減損の優先順位が高い。

質問 4（その他の関連する事項（第 13 項から第 15 項））

会計基準の開発に着手した場合にその開発過程で検討されることとなる次の事項を、その他の関連する事項として参考までに示しています。当該事項について、現時点でご意見があればお寄せください。

- (1) 仮に国際的な整合性を図る場合、優先的に IFRS と整合性を図るか、又は米国会計基準についても検討対象とするか。
- (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度について、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異ならない程度とするか。
- (3) 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性があるか。

34. (1) については、米国基準と IFRS とでは未だ多くの差異が見られる状況を踏まえれば、優先的に IFRS との整合性を図ることが必ずしも日本基準の比較可能性の向上および高品質化に寄与することになるとは限らない。我々は、投資家が企業業績を分析するうえで、当該企業の経営実態がより良く反映されるよう改善していくことが開発の目的になると理解しており、こうした観点からは IFRS のみならず米国基準についても検討の対象に含め、幅広く検討していくべきと考えている。
35. (3) については、実務上の混乱を避ける観点から、日本基準において連結と単体は同じ会計処理であることが望ましいものの、総括意見 1.2 で申し上げたとおり、IFRS9 号をそのまま単体に取り込んだ場合の影響を考慮した工夫を検討いただきたい。

質問 5（識別された論点及び適用上の課題（各分野における主要な論点（第 18 項）を含む。））

当委員会は、本意見募集文書において特にご意見を頂きたい点として、各分野における主要な論点を示したうえで、「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適

用上の課題」のⅠ.からⅢ.に記載のとおり、仮に IFRS 第9号又は米国会計基準の内容を一定の項目に区分し、我が国の金融商品に関する会計基準として導入した場合の論点を識別したうえで、適用上の課題を分析しています。

「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」、「ヘッジ会計」の3つの分野において記載した11項目及び適用上の課題の分析の内容について、例えば、次の観点から、ご意見があればお寄せください。

- (1) 各々の項目の「予備的に識別した適用上の課題」に記載されている内容は適切か。
- (2) 当該項目について、記載されている課題以外に適用上の課題として検討が必要と考えられるものはあるか。
- (3) 各々の項目（特に「各分野における主要な論点」に関連する項目）について、他にコメントはあるか。
- (4) 11項目において記載されていない適用上の課題を識別しているか。その課題は何か。

また、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、11項目について優先順位をつけるか否か、あるいは、検討するにあたって金融商品の種類（例えば、株式、債券、貸付金、借入金等）ごとに優先順位をつけるか否かについて、ご意見があればお寄せください。

<項目1：金融資産の分類>

36. 特に重要な論点については総括意見で申し上げたとおり。
37. 非上場株式について補足すると、取得原価ではなく公正価値測定が求められているが、その測定には投資先の内部情報等の入手を必要とする場合があるなど、実務負荷が大きい手法である。そのため、意見募集文書40項に記載されているが、生保業界としても特に懸念する項目の一つである。
38. 今回の意見募集文書で触れられていない課題として IAS32号との関係が挙げられる。我々は、IAS32号は今回の検討対象ではないと認識しているが、仮に IAS32号を日本基準に取り込んだ場合、法的形態を重視するのではなく、契約上の取り決めの実質を評価することになるため、現行の純資産の部とは大幅に異なる分類となる可能性（劣後債等）がある。また、副次的な影響としては、例えば、劣後債に関しては資本に分類される可能性があるが、その場合、ヘッジ対象とならなくなるため、経済的にはヘッジ効果があるにも関わらず、会計上はデリバティブ側のみの時価変動が純損益に認識されるという mismatch が生じることになる。

<項目4：償却原価>

39. IFRS9号では償却原価で測定する場合、実効金利法を使用することとされており、定額法は認められていない。この実効金利法は金融商品の予想存続期間における将来キャ

ッシュ・フローを見積るほか、契約当事者間で授受される全ての手数料や取引コスト等を反映するなど現行よりも実務負荷の高い手法であり、システム投資の増大にも繋がると考えられる。また、債券を約定単位でシステム管理しなければならないため、データ量の増加等によるシステムコストの増加が想定される。

40. なお、定額法で計算しても結果が大きく変わらないことを前提に、定額法を使用する予定の会社も一部にはあると聞いている。
41. また、税務上では定額法しか認められていないため、会計側で実効金利法が求められることになると、2種類の償却原価を管理する必要が生じる。

<項目5：その他の分類及び測定に係る項目>

42. FVOCI 測定の債券の為替換算差額について、総括意見で申し上げたとおり、為替変動を P/L 認識することになれば現行と比べて純損益がボラタイルになるが、長期にわたるリスクを引き受けそれを確実に履行することが求められる生命保険事業の特性や ASBJ が純損益の特徴として「企業の事業活動に関する不可逆な成果」と提案していることを踏まえると、一時的な未実現の損益を P/L 認識すべきではなく、OCI 認識あるいは現行の外貨基準・外貨実務指針を存置する必要がある。

<項目6・7：減損アプローチ>

43. 減損手法については、債権単位で個別管理する相対的アプローチや、フォワードルッキングな引当のあり方など、全般的に実務負荷が高く、システム投資の増大に繋がると考えられる。
44. 債権単位の個別管理については、現行の会計システムでは、保有する過去データが限定的であるうえ、融資は約定単位で管理されているものの、債券は約定ごとには管理されておらず、債券については外部あるいは内部格付との紐付けも行われていない例もある。そのため、当該手法に対応するためには、過去データの整備・復元といった事務負担やシステム投資等が必要となり、特に移行時にかかる負荷が大きいと予想される。また、税務上は個別法ではなく移動平均法と総平均法のみしか認められていないため、会計と税務で管理方法が泣き別れることで二重管理が必要となる可能性がある。
45. 相対的アプローチについては、当該手法に対応するためには、どの程度の信用リスクの悪化が「著しい増大」に該当するのかといった実務上の判断基準を整理のうえ、その判断を債権毎に全て行うことになるなど、実務負荷やシステム投資等の増大に繋がらう。そもそも全く同一の銘柄であっても当初認識時点が異なる場合（追加購入等）に、それぞれに対して異なる額の予想信用損失を認識するという概念は経営管理の実態と大きく乖離するため、我々は相対的アプローチの導入には反対である。
46. 一方、フォワードルッキングな引当方法については、早期に信用損失を認識する観点

から必要であると認識しており、改正の意義がある点は既に申し上げたとおりである。ただし、この場合でもコストベネフィットの観点から、現行の実務を基礎として活用できる手法を検討いただきたい。

<項目 8～11：ヘッジ会計>

47. 業種別 26 号の存置については総括意見で申し上げたとおりである。
48. 現行の日本基準で認められている為替予約の振当処理や金利スワップの特例処理については、IFRS9 号では認められていない。IFRS9 号を日本基準に取り込んだ場合、これらの処理ではヘッジ手段について時価評価を行っていないため、その評価差額を P/L（あるいは OCI）に計上することになり、実務面では事務フローの変更等が発生する。なお、現在の適用範囲は限定されており、かつ経済実態にも即した処理であることを踏まえれば、引き続き簡便法として存置することも検討に値する。
49. キャッシュフローヘッジにおける非有効部分の PL 認識について、現行の日本基準では非有効部分を P/L 認識しないが、IFRS では P/L 認識することになる。例えばオーバーヘッジとなっている場合、純損益のボラティリティが高まる可能性がある。一方で、非有効部分を別途算出して純損益に認識するという点で実務上の負荷は大きくなる可能性がある。

<11 項目以外の適用上の課題：未収配当の認識>

50. 現行日本基準では未収配当の認識日を配当権利落ち日としているが、IFRS9 号では未収配当の認識日は配当決議日となる。IFRS9 号に準じて未収配当を配当決議日で認識とした場合、特に、配当権利落ち日において受け取るであろう配当の額だけ保険負債を増加させている特別勘定の生命保険等において、ファンド資産の評価額と対応する保険負債の金額に乖離が生じることになる。

<11 項目の優先順位>

51. 三分野の優先順位については、「金融資産の減損」が相対的には高い旨は申し上げた。それ以上の細かな優先順位を付して、ピースミールな検討を進めることは望ましくないものと思料する。

質問 6（開示）

「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題」の「IV. 開示（表示及び注記事項）」では、IFRS に定められている表示及び注記事項を示しています。表示及び注記事項は、採用する会計処理と関連するため、個々の会計処理を検討した後で検討することになると考えていますが、現時点でご意見があればお寄せください。

52. IFRS7 号（開示）の要求事項はあまりに膨大で、その対応には多くの事務負荷やシステ

ム負担等の増大が必要となるため、慎重な検討が必要である。特に市場リスクにおいて、リスク変数の変化に伴う感応度分析やバリュー・アット・リスクなどの感応度分析を開示する点や、減損についてクラス（保有銘柄の種類）別、かつステージ別に、期首から期末までの予想信用損失の調整を開示する点が懸念点として挙げられる。

53. 現在、IASB は開示原則プロジェクトにおいてレビューする基準を絞ったうえで開示要求事項の見直しを進めている。IFRS 第7号「金融商品：開示」は適用開始直後ではないものの、密接に関連する基準である IFRS 第9号「金融商品」が2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されているためレビューする基準から除外されているが、プロジェクトの状況次第では IFRS7号も対象になりうることから、こうした動向にも注視する必要がある。

質問7（その他）

<p>その他、当委員会による我が国における金融商品に関する会計基準に対する取組みに関して、ご意見があればお寄せください。</p>
--

（特になし）

以上